知多市移住支援交付金の交付申請に関する誓約事項

※確認した誓約事項のチェック欄にレ点を付けてください。

|  |  |
| --- | --- |
| 誓約事項 | チェック欄 |
| １　知多市移住支援事業に関する報告及び立入調査について、愛知県及び知多市から求められた場合には、それに応じます。 | □ |
| ２　以下の場合には、知多市首都圏人材確保支援事業交付金交付要綱に基づき、移住支援交付金の全額又は半額を返還します。 | □ |
| （１）虚偽の申請その他の不正な行為等により移住支援交付金の交付決定を受けたことが明らかになった場合：全額 | □ |
| （２）移住支援交付金の申請日から３年未満に知多市から転出した場合：全額 | □ |
| 【就業の場合のみ】  （３）移住支援交付金の申請日から１年以内に移住支援交付金の交付要件を満たす職を辞した場合：全額 | □ |
| （４）あいちスタートアップ創業支援事業費補助金交付要綱に基づく「起業支援金」の交付決定を取り消された場合：全額 | □ |
| （５）市税を滞納した場合：全額 | □ |
| （６）移住支援交付金の申請日から３年以上５年以内に知多市から転出した場合：半額 | □ |

上記の事項について、これを遵守することを誓約します。

年　　月　　日

署名欄：